

平成28年度難病患者見舞金の申請期限は3月31日(金)です

市では、難病の受給者証の交付を受けている方に、毎年1万円の見舞金を支給しています。4月から翌年3月末までの間に、毎年1回申請をしていただく必要があります。平成28年度の申請がお済みでない方は、3月31日までに申請をお願いします。

- 対象** 市内在住で、埼玉県知事発行の次の受給者証の交付を受けている方
- ・ 指定難病医療受給者証
 - ・ 特定疾患医療受給者証

本人通知制度とは、本人の代理人や第三者からの請求により、戸籍謄・抄本や住民票の写し（本籍の記載あり）等を交付したときに、登録をしている方にそのことをお知らせする制度です。

弁護士や司法書士等の資格を持つ方は、特定の業務を行うために、第三者の住民票の写し等を取ることができません。しかし、探偵業者等から依頼を受けた司法書士・行政書士が虚偽の申請を行い、第三者の住民票の写し等を不正取得する事件があります。

- ・ 指定疾患医療受給者証
- ・ 県単独指定難病医療受給者証
- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証

支給額 年額1万円

持物 ①交付を受けている受給者証／②預金通帳（本人名義のもの）

※平成27年度に受給された方は①のみ

その他 施設に入所している方は、対象とならない場合がありますので、お問い合わせください。また窓口に参加する

た。そのため、取得の事実を事前に登録した本人に通知することにより、住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止を図るものです。

また、本人通知制度が周知されることで、虚偽やなりすましによる不必要な身元調査等の未然防止につながります。

制度への登録は無料です。

対象 本市に住民登録または本籍がある方

必要書類

- 本人が申請する場合
- ・ 本人通知制度事前登録申込書

ることが困難な方はご相談ください。

※平成28年度分の支給を受けたい方は、再度申請をする必要はありません。なお、平成29年度の見舞金申請は、4月3日(月)から受け付けます。

申請先・問合せ 障がい者福祉課障がい者福祉係（内線3244／☎23・0699）／各総合支所福祉課（菖蒲・内線141／栗橋・内線237／鷺宮・内線164）

- ・ 本人確認書類（運転免許証、パスポート等）
- 代理人（ご家族等）が申請する場合
- ・ 本人通知制度事前登録申込書
- ・ 委任状（法定代理人の場合には権限確認書類）
- ・ 代理人の本人確認書類
- 郵送申請する場合
- ・ 本人通知制度事前登録申込書
- ・ 本人確認書類の写し

申請先・問合せ 市民課（総合窓口）戸籍係（内線2661）／各総合支所市民課（菖蒲・内線125／栗橋・内線213／鷺宮・内線122）



友人？知人？からの勧誘に注意

【相談事例】

SNSで知り合った友人から食事に誘われた。食事中、「ネット通販で商品を転売して利益を得るシステムがあって、そのノウハウを教えてくださいませんか」と言われ、突然その場に呼び出して紹介された。「ノウハウを知るには30万円のコンサルティング契約をしてほしい」と言われ、お金がないと断ると「消費者金融で借りられる。絶対儲かるから、すぐに返済できる」と連れ出され、その場で消費者金融から借金することになった。さらに契約後「友人を紹介すれば1人につき10万円ももらえる」と言われた。結局、聞いていたような儲けもなく、友人も紹介できず、借金の返済だけが残ってしまった。

【アドバイス】

- ①「絶対儲かる」ことはありませぬ。
- ②安易に借金しないようにしましょう。
- ③SNSでの知人や友人からの勧誘ということで油断しがちですが、自分が勧誘することで友人に負債が生じる、友人もそのまた友人に負担をかける、という負の連鎖が発生する危険性を十分認識し、不審な勧誘はキツパリ断りましょう。

困ったときは次の窓口へ

県消費生活支援センター春日部
☎048・734・0999
月～金曜日／9時～16時
市消費生活センター 21ペー
ジの無料相談をご覧ください。

問合せ 生活安全課市民生活・青少年係（内線2633）